

小樽市パートナーシップ宣誓制度の開始について

小樽市では、LGBTなどの性的マイノリティの方が暮らしやすい社会を実現するため、「小樽市パートナーシップ宣誓制度」を令和6年1月より開始しました。

この制度は、一方又は双方が性的マイノリティである二人が、互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に責任をもって協力しあうことを約束した関係である旨を「パートナーシップ宣誓書」として提出し、市長がその関係を承認して宣誓書受領証等を交付することにより、二人がパートナー（婚姻に相当する関係）であることを証明します。なお、この制度は婚姻制度とは異なり、法的な権利や義務が発生するものではありません。

宣誓対象者の要件

- ・一方、又は双方が性的マイノリティであること
- ・成年に達していること
- ・双方が市内に住所を有するか、3か月以内に市内への転入を予定していること
- ・配偶者や他のパートナーシップ関係にある方がいないこと
- ・二人の関係が近親者でないこと（ただし、養子縁組を除く）

自治体間連携について

小樽市では、次の自治体とパートナーシップ宣誓制度についての連携協定を締結しました（札幌市、江別市、函館市、北見市、帯広市、苫小牧市、岩見沢市、北斗市）。

通常、転居する場合、小樽市での宣誓書受領証等の返還手続と転居先での再申請が必要ですが、連携先の自治体へ転居する場合、小樽市での継続使用手続のみで、本市の宣誓書受領証等を転居先でも使用することができます。（帯広市へ転居する場合は、帯広市での手続が必要となりますが、小樽市での手続は不要です）

宣誓手続の流れ

事前予約

事前（原則一週間前まで）に、男女共同参画課へ宣誓日を予約してください。

宣誓可能日時

- ・月～金曜日の
午前9時～午後5時
(12/29～1/3、祝日を除く)

パートナーシップ宣誓

必要書類をお持ちの上、宣誓する二人で、宣誓場所の男女共同参画課（勤労女性センター内）へお越しください。書類等の確認後、職員立会いのもと、宣誓書に署名をしていただきます（個室で対応します）。

必要書類

- ・本人確認書類（個人番号カード、運転免許証など）
 - ・現住所を確認する書類（住民票の写しなど）
 - ・配偶者がいないことを証明する書類（戸籍抄本など）
- ※交付手数料は自己負担となります。

宣誓書受領証等の交付

提出された書類等を審査の上、おおむね1週間後に「パートナーシップ宣誓書受領証」と「パートナーシップ宣誓書受領カード」を発行します。
※受領証等の交付は無料です。

利用可能となる手続等

この制度は、婚姻制度とは異なり、法的な権利や義務は発生しませんが、市で行う手続等で利用できるものがあります。主なものは、下の表のとおりです。その他の手続等について詳しくは、市ホームページをご覧ください。

手続の内容	内 容
住民票	パートナーと同一世帯の場合、申出により住民票の続柄を「縁故者」として登録できるようになります。
税関係証明書	同一世帯のパートナーに関する税の証明書について、委任状なしで交付を受けられるものがあります。
市営住宅	パートナーとの入居申込や同居の申請ができるようになります。
市立病院	パートナーの入院や手術に関する説明を聞いたり、同意書にサインしたりできるようになります。
図書館	同居のパートナーの利用者カードを連携し、お互いの予約図書を受け取れるようになります。